

職員の懲戒処分について（令和2年3月16日教育委員会議定例会）（議案第48号関係）

No.	No.1
処分年月日	令和2年3月16日
処分の種類	戒告
処分の理由	生徒に対する体罰 (概要) 被処分者は、次の体罰を行った。 (1) 令和元年9月26日(木)、男子生徒4名に対し指導する際、当該生徒らの頭頂部を手の平や拳で叩く、手首付近をつかみ、数日間痛みが残る程度の強さで捻るなどの行為を行った。 (2) 令和元年9月初旬、男子生徒1名に対し注意する際、頭頂部を手の平で2、3回叩いた。
事件発生日 年 月 日	令和元年9月
被処分者の 年 齢	43歳
被処分者の 性 別	男性
被処分者の 所 属	中学校
被処分者の職	教諭
備 考	盛岡教育事務所管内

職員の懲戒処分について（令和2年3月16日教育委員会議定例会）（議案第49号関係）

No.	No.2
処分年月日	令和2年3月16日
処分の種類	免職
処分の理由	酒気帯び運転 (概要) 被処分者は、令和2年1月26日（日）午前0時40分頃、酒気を帯びて普通乗用自動車を運転し、一関市萩荘字脇田郷37番地付近道路において検挙された。 この行為は、道路交通法第65条第1項（酒気帯び運転等の禁止）の規定に違反するものである。
事件発生日 年 月 日	令和2年1月26日（日）
被処分者の 氏 名	梅津 真也
被処分者の 年 齢	27 歳
被処分者の 性 別	男性
被処分者の 所 属	岩手県立一関工業高等学校
被処分者の職	実習助手（期限付臨時職員）
備 考	